

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

(1) 普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金(無利息型普通預金)を含む。以下同じ。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金(無料払戻回数に制限のあるⅠ型と無料払戻回数に制限のないⅡ型を含む。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」という。)は、それぞれ当該預金口座について、利用することができます。

① 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」という。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下「預金」という。)に預入れをする場合。(以下預金を預入れることを「入金」という。)

② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金の払戻しをする場合。(以下預金を払戻すことを「出金」という。)

③ 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。

④ 当組合所定の各種手続きを行う自動受付機(以下「受付機」という。)を使用して暗証等を変更する場合。

⑤ その他当組合所定の取引をする場合。

(2) カードは、当組合および預入提携先・支払提携先・振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2. (預金機による入金)

(1) 預金機を使用して入金する場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預入提携先では、通帳はご利用できません。

(2) 預金機による入金は、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による入金ができない場合があります。

3. (支払機による出金)

(1) 支払機を使用して出金する場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による出金は、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当組合所定の金額の範囲内(ただし、1日あたりの出金について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

(3) 支払機を使用して出金する場合に、出金請求額と後記5.(2)に規定する自動機利用手数料金額および5.(3)に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が出金することができる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その出金はできません。

4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における出金については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前記(1)の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内(ただし、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

(3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより出金し、振込を依頼する場合に、振込金額、振込手数料金額と後記5.(2)に規定する自動機利用手数料金額および5.(3)に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が出金することができる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その振込はできません。

5. (自動機利用手数料等)

(1) 預金機を使用して入金をする場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して出金する場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前記(1)の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。

(3) 支払機または振込機を使用して無料払戻回数に制限のあるI型の貯蓄預金(以下「貯蓄預金I型」という。)を出金する場合(「カード共通規定」3.(2)により当組合本支店の窓口でカードにより貯蓄預金I型を出金する場合を含む。)、当該貯蓄預金I型の出金(通帳および払戻請求書の提出による出金を含む。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの出金について、「貯蓄預金規定」に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

(4) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の入金および出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・出金した預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先ま

たは支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。

(5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その出金した預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

6. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合「普通預金規定」、「総合口座取引規定」または「貯蓄預金規定」により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、ただちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

7. 「カード共通規定」11. に定める規定に違反した場合

イ. 預金口座に関し、最終の入金または出金から当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

ウ. カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」および「振込規定」により取扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には当組合「振込規定」にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

以 上

※この他「カード共通規定」をご参照ください。

カードローン・カード規定

1. (カードの利用)

(1) カードローン・カード(以下「カード」という。)は、当該カードローン口座について、利用することができます。

① 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」という。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。)を使用してカードローンの貸越の返済をする場合。(以下、貸越の返済を行うことを「入金」という。)

② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合。(以下、貸越を受けることを「出金」という。)

③ 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。

④ 当組合所定の各種手続きを行う自動受付機(以下「受付機」という。)を使用して暗証等を変更する場合。

⑤ その他当組合所定の取引をする場合。

(2) カードは、当組合および預入提携先・支払提携先・振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2. (預金機による入金)

(1) 預金機を使用して入金する場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預入提携先では、通帳はご利用できません。

(2) 預金機による入金は、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による入金できない場合があります。

3. (支払機による出金)

(1) 支払機を使用して出金する場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による出金は、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当組合所定の金額の範囲内(ただし、1日あたりの出金について当組合が本人から当組

合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

(3) 支払機を使用して出金する場合に、出金請求金額と後記 5. (2) に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金できる金額をこえるときは、その出金はできません。

4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における出金については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前記(1)の振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内(ただし、1 日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

(3) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込を依頼する場合に、振込金額、振込手数料金額と後記 5. (2) に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することができる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. (自動機利用手数料等)

(1) 預金機を使用して入金をする場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して出金する場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前記(1)の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、カードローンの入金および出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・出金したカードローン口座から自動的に出金します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その出金したカードローン口座から自動的に出金します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

6. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、「カードローン取引規定」等により、当該口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、ただちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止

を解除します。

ア. 「カード共通規定」11.に定める規定に違反した場合

イ. 「カードローン取引規定」等により、当該口座の取引が停止された場合

ウ. カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

フ. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合「カードローン取引規定」等および「振込規定」により取扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には当組合「振込規定」にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

以 上

※この他「カード共通規定」をご参照ください。